○特許庁告示第十一号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十六条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社プロテックから、名称を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年七月九日

特許庁長官　鈴木　隆史

登録番号	変更後の登録調査機関の名称	調査業務を行う事務所の所在地
第一（一）号	一般財団法人 工業所有権協力センター	錦糸町本部 東京都墨田区江東橋四丁目26番5号 東京トラフィック錦糸町ビル 虎の門オフィス 東京都千代田区霞が関三丁目8番1号 虎の門三井ビル 熊谷オフィス 埼玉県熊谷市筑波一丁目26番地1号 サンハイツ大和第二ビル 事務局 東京都墨田区江東橋三丁目2番8号 三井生命錦糸町ビル

登録番号	変更後の登録調査機関の名称	調査業務を行う事務所の所在地
第十号	株式会社　古賀総研	東京都八王子市打越町344番地6

○海上保安庁告示第百九十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月九日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

名称　クエフ島南方灯標

位置

所在地　端島灯台（沖縄県島尻郡渡嘉敷村）の東方約九・五キロメートル

北緯　二六―一四―四六

東経　一二七―三三―一一

変更した事項

高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・一メートル　平均水面上から灯火まで四・九メートル

変更年月日　平成二十一年四月五日

○海上保安庁告示第百九十二号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月九日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

名称　稲穂岬無線方位信号所

位置

所在地　北海道奥尻郡奥尻町（稲穂岬）

北緯　四二―一四―五一

東経　一三九―三三―二七

廃止年月日　平成二十一年四月十日

名称　襟裳岬無線方位信号所

位置

所在地　北海道幌泉郡えりも町（襟裳岬）

北緯　四一―五五―三三

東経　一四三―一四―三九

廃止年月日　平成二十一年四月十日

名称　宗谷岬無線方位信号所

位置

所在地　北海道稚内市（宗谷岬）

北緯　四五―三一―一八

東経　一四一―五六―一〇

廃止年月日　平成二十一年四月十日

名称　納沙布岬無線方位信号所

位置

所在地　北海道根室市（納沙布岬）

北緯　四三―二三―〇七

東経　一四五―四九―〇〇

廃止年月日　平成二十一年四月十日

名称　磯埼無線方位信号所

位置

所在地　茨城県ひたちなか市（磯埼）

北緯　三六―二二―五〇

東経　一四〇―三七―三三

廃止年月日　平成二十一年四月十日

名称　剱埼無線方位信号所

位置

所在地　神奈川県三浦市（剱埼）

北緯　三五―〇八―二九

東経　一三九―四〇―三七

廃止年月日　平成二十一年四月十日

名称　野島埼無線方位信号所

位置

所在地　千葉県南房総市（野島埼）

北緯　三四―五四―〇六

東経　一三九―五三―一八

廃止年月日　平成二十一年四月十日

名称　犬吠埼無線方位信号所

位置

所在地　千葉県銚子市（犬吠埼）

北緯　三五―四二―二七

東経　一四〇―五二―〇五

廃止年月日　平成二十一年四月十日

名称　大王埼無線方位信号所

位置

所在地　三重県志摩市（大王埼灯台）

北緯　三四―一六―三四

東経　一三六―五三―五八

廃止年月日　平成二十一年四月十日

名称　佐田岬無線方位信号所

位置

所在地　愛媛県西宇和郡伊方町（佐田岬灯台）

北緯　三三―二〇―三五

東経　一三二―〇〇―五四

廃止年月日　平成二十一年四月十日

名称　対馬北無線方位信号所

位置

所在地　長崎県対馬市（鰐浦）

北緯　三四―四一―一六

東経　一二九―二五―二六

廃止年月日　平成二十一年四月十日

○海上保安庁告示第百九十三号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月九日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

名称　瀬嵩埼南方浮魚礁灯

位置

所在地　瀬嵩埼灯台（沖縄県国頭郡国頭村）の南南東方約二七キロメートル

北緯　二六―三一―一四

東経　一二八―二五―三八

廃止年月日　平成二十一年四月二十二日

○海上保安庁告示第百九十四号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月九日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

名称　岩和田港防波堤灯台

位置

所在地　千葉県夷隅郡御宿町（岩和田港防波堤外端）

北緯　三五―一〇―四二

東経　一四〇―二一―五七

変更した事項

灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光

光度　実効光度七八カンデラ

光達距離　五・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで六・四メートル　平均水面上から灯火まで九・七メートル

変更年月日　平成二十一年四月二十二日

記事　一時変更中のところ灯質、光度、光達距離、高さ変更のうえ復旧

名称　大良埼灯台

位置

所在地　愛媛県宇和島市（大良埼）

北緯　三三―一五―一六

東経　一三二―二八―〇六

変更した事項

所在地　愛媛県宇和島市（大良埼）

北緯　三三―一五―一四

東経　一三二―二八―〇六

記事　補正